

○名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の給与、報酬、手当及び費用弁償の支給に関する規則

(令和2年5月28日規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年条例第3号。以下「フルタイム条例」という。）及び名寄地区衛生施設事務組合パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第2号。以下「パートタイム条例」という。）に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第2号に基づき任用される職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）及び同項第1号に基づき任用される職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）をいう。）の給料、報酬、手当及び費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(他の規則の準用規定)

第2条 この規則の施行に関しては、名寄市会計年度任用職員の給与、報酬、手当及び費用弁償の支給に関する規則（令和2年名寄市規則第26号）を準用する。この場合において「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

(通勤費用弁償の特例)

第3条 前条において準用する規則第21条の規定において、特別の事情によりこの規定によることができない場合は、管理者の定めるところにより、又はあらかじめ管理者の承認を得て、別段の取り扱いをすることができる。

附 則（令和2年5月28日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

第4類 人事 〔名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の給与、報酬、手当及び費用弁償の
支給に関する規則〕
